心身障害者・高齢重度障害者の
福祉医療費受給者証をお持ちのみなさまへ

平成３１年４月から、
福祉医療制度が一部変わります。

＜入院時食事療養費について＞

自己負担額の助成を受けるためには、
医療機関の窓口で「減額認定証」の
提示が必要になります。

※一定の所得がある方など、「減額認定証」を
お持ちでない方は自己負担が発生します。

○減額認定証とは

医療機関の窓口で提示することにより、入院時に支払う食事療養費の自己負担額が減額されるもので、主に住民税非課税世帯の方が対象となります。

お問い合わせ先 ： 桐生市保健福祉部医療保険課　電話：0277-46-1111（内線 272・260）
群馬県健康福祉部国保援護課　電話：027-226-2676

裏面の「Ｑ＆Ａ」もご覧ください。→

Q．入院時食事療養費とは何ですか？

A．病院に入院したときの食事代の定額負担のことで、医療保険で給付される部分と、みなさまが自己負担する部分(食材費及び調理費相当分)があります。

この自己負担部分を入院時食事療養費標準負担額といい、福祉医療制度では医療費に加えて、この入院時食事療養費標準負担額部分も助成しています。

【参考図】入院時の食事代のしくみ

（例）

食材費＋調理費相当分

一般所得者	保険給付　１８０円 （入院時食事療養費）	自己負担　４６０円 （標準負担額）

Q．なぜ制度が変わるのですか？

A．福祉医療制度が変わる理由は大きく２つあります。

１つは、在宅での療養（食事代は自己負担）を進めていく中、入院されている方と在宅で療養されている方との食事代の公平性を図るためです。もう１つは、医療費が増え続ける状況の中、福祉医療制度を将来にわたって持続可能な制度として安定的に運営していくためです。

Q．どう変わるのですか？

A．福祉医療制度では、これまで入院時食事療養費の自己負担分を全て助成していましたが、平成 31 年４月から、心身障害者、高齢重度障害者の福祉医療受給者証をお持ちの方は、受診時に窓口で減額認定証を提示した方のみが助成の対象となります。

住民税非課税世帯等で減額認定証をお持ちの方でも、受診時に提示されないと助成の対象となりませんのでご注意ください。なお、医療費部分はこれまでどおり助成されます。

Q．減額認定証はどこでもらえますか？

A．各医療保険（国保、後期、健康保険等）で課税状況等を確認して発行していますので、保険証に記載されている、ご加入の保険者にお問い合わせください。

Q．減額認定証の提示を忘れてしまいましたが、後で返還してもらえますか？

A．医療機関の窓口で減額認定証の提示がないと、食事療養費の助成は原則受けられません。忘れずに減額認定証を提示してください。

Q．県外の医療機関に入院した場合にも食事療養費の助成は受けられますか？また、その際に減額認定証の提示の必要はありますか？

A．医療機関の窓口で、減額認定証の提示をしていれば、県外の医療機関に入院した場合でも助成を受けられます。領収書等を持参のうえ、医療保険課医療助成係にお問い合わせください。